

内閣委員会議録第十六号

昭和二十八年二月二十四日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 船田 中君

理事 熊谷 憲一君 理事 富田 健治君
理事 早稲田 昭五郎君 理事 大矢 省三君

理事 井手 以誠君

大西 禎夫君 岡田 忠彦君
森 幸太郎君 北村 徳太郎君
笹森 順造君 栗山 博君

原 彪君

出席政府委員

總理府事務官(大
臣官房賞勳部長)

行政管理局事務官 村田 八千穂君
行政管理局事務官 中川 幸平君

總理府事務官
(行政管理局事務官)

計費部長 美濃部 亮吉君
保安政務次官 岡田 五郎君
法務政務次官 押谷 富三君

委員外の出席者

検事(矯正局
総務課長)

専門員 高橋 孝君
専門員 亀井 浩君
専門員 小関 紹夫君

二月二十三日

青少年問題協議会設置法案(内閣提
出第九二号)

同月二十日

軍人恩給復活に関する請願(福井勇
君紹介)(第二二二四号)

同(新井義徳君紹介)(第二二二五
号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二二六
号)

同(濱地文平君紹介)(第二二二二
号)

第一類第一号

内閣委員会議録第十六号

昭和二十八年二月二十四日

同(平井義一君紹介)(第二三一三
号)

同(關谷勝利君紹介)(第二三一四
号)

同(武知勇記君紹介)(第二三三九
号)

同(原茂君紹介)(第二三五三
号)

同(小島徹三君紹介)(第二三五五
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(北海通校幸郡浜頓別町遺族会長
袖淵音一)(第一四〇五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

法務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五八号)

統計法の一部を改正する法律案(内
閣提出第六三号)

〇船田委員長 これより内閣委員会を
開きます。

本日の議題は榮典法案(内閣提出第
三三三号)保安庁法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五五号)法務省設置法
の一部を改正する法律案(内閣提出第
五八号)及び統計法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六三号)以上四法案
でございますが、各法案を一括して質
疑を行います。質疑の通告があります
からこれを許します。富田健治君。

〇富田委員 統計法の改正法律案につ
いて二、三お尋ねしたいと思いま
す。一つは統計法の第八條に統計委員
会という名称がございますが、その
名称が一箇所だけ残りました経緯につ
きまして、さらに詳細御説明をお願い
したいと思います。

いま一つは、昨年の第十三国会にお
きまして成立いたしました、八月施行
になりました統計報告調整法というの
がございますが、その統計報告調整法
につきまして、施行後現在までの実施
状況、特に民間の報告負担者の反響に
ついて御説明をお願いしたいと思います。
〇美濃部政府委員 それでは私からた

だいまの御質問にお答え申し上げま
す。統計法の中に統計委員会という
存在しない名前が残りました経緯は次
の通りでございます。

報告調整法ができて、統計に作
成されます報告類を、中央官庁が民間
にそういう報告を出させます際には、
報告調整法によって前の統計委員会、
今の行政管理局統計基準部の承認を得
なければならぬということになった
のでございます。しかしながらそれよ
り前に、統計法におきましては、中央、
地方を通じて統計報告類はすべて
統計委員会に届け出なければいけない
ということになっておりますが、そう
いたしますと、報告調整法が統計報告
の承認を得なければならぬというこ
とになりますし、統計法の方は届出を
しなければならぬという、一つの統
計報告について二つの手続をしなければ
ならないということになります。その
で、その事務を簡素化したため
に、統計報告調整法におきましては、
統計報告調整法によつて承認を得たも
のは届出をする必要がないということ
を、統計法の中に挿入する必要がある
と参つたのでございます。それでた
ま問題になりました統計委員会とい
う字は、統計委員会が報告調整法によ
つて承認を与えた場合には、届出をしな
くてもいいという条件を統計法に挿入
いたしました際に使いました統計委員会
という言葉なのでございます。それで
昨年の第十三国会におきまして、この統
計報告調整法と、それから行政管理局

の設置法とが並行して審議されてい
たのでございますが、大体において私
の方の見通しといたしましては、統計報
告調整法の方が先に公布施行される
という見通しで進んで参つたのでござ
います。その結果といたしまして、統計
報告調整法の附則として、今申し上げ
ました統計委員会が統計報告の承認を
与えた場合には、届出をしなくてもよ
しいという条件を調整法の附則として
統計法の中につけ加える、そうしてそ
の際にはまだ統計委員会は当然残つて
おります見通しでございましたから、
統計委員会という字を使つたのでござ
います。ところが実際は各省との折衝
に意外の時日を費してしましまして、
最初の見通しとは逆に行政管理局の設
置法が先に公布施行され、あとで統計
報告調整法が公布施行されることにな
つたのでございます。そこで行政管理
庁の設置法の中で、先に統計法の中の
統計委員会というものが全部行政管理
庁統計基準部に読みかえられることにな
つてしましました。それであとで統計
報告調整法の附則で、先ほど申し上げ
ました統計委員会という字が、統計法
の中に飛び込んでしまつたのでござ
います。それでございまして、これが
残りました理由は、最初の経過から申
し上げますと、行政管理局の設置法が
当然あとで公布施行になるはずであり
ましたものが、統計報告調整法の各省
との折衝に案外手間取りまして、政令
の施行が遅れました手違いから生じた
結果なのでございます。

同(平井義一君紹介)(第二三一三
号)

同(關谷勝利君紹介)(第二三一四
号)

同(武知勇記君紹介)(第二三三九
号)

同(原茂君紹介)(第二三五三
号)

同(小島徹三君紹介)(第二三五五
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(山崎岩男君紹介)(第二三五六
号)

同(北海通校幸郡浜頓別町遺族会長
袖淵音一)(第一四〇五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

法務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五八号)

統計法の一部を改正する法律案(内
閣提出第六三号)

〇船田委員長 これより内閣委員会を
開きます。

本日の議題は榮典法案(内閣提出第
三三三号)保安庁法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五五号)法務省設置法
の一部を改正する法律案(内閣提出第
五八号)及び統計法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六三号)以上四法案
でございますが、各法案を一括して質
疑を行います。質疑の通告があります
からこれを許します。富田健治君。

だいまの御質問にお答え申し上げま
す。統計法の中に統計委員会という
存在しない名前が残りました経緯は次
の通りでございます。

報告調整法ができて、統計に作
成されます報告類を、中央官庁が民間
にそういう報告を出させます際には、
報告調整法によって前の統計委員会、
今の行政管理局統計基準部の承認を得
なければならぬということになった
のでございます。しかしながらそれよ
り前に、統計法におきましては、中央、
地方を通じて統計報告類はすべて
統計委員会に届け出なければいけない
ということになっておりますが、そう
いたしますと、報告調整法が統計報告
の承認を得なければならぬというこ
とになりますし、統計法の方は届出を
しなければならぬという、一つの統
計報告について二つの手続をしなければ
ならないということになります。その
で、その事務を簡素化したため
に、統計報告調整法におきましては、
統計報告調整法によつて承認を得たも
のは届出をする必要がないということ
を、統計法の中に挿入する必要がある
と参つたのでございます。それでた
ま問題になりました統計委員会とい
う字は、統計委員会が報告調整法によ
つて承認を与えた場合には、届出をしな
くてもいいという条件を統計法に挿入
いたしました際に使いました統計委員会
という言葉なのでございます。それで
昨年の第十三国会におきまして、この統
計報告調整法と、それから行政管理局

の設置法とが並行して審議されてい
たのでございますが、大体において私
の方の見通しといたしましては、統計報
告調整法の方が先に公布施行される
という見通しで進んで参つたのでござ
います。その結果といたしまして、統計
報告調整法の附則として、今申し上げ
ました統計委員会が統計報告の承認を
与えた場合には、届出をしなくてもよ
しいという条件を調整法の附則として
統計法の中につけ加える、そうしてそ
の際にはまだ統計委員会は当然残つて
おります見通しでございましたから、
統計委員会という字を使つたのでござ
います。ところが実際は各省との折衝
に意外の時日を費してしましまして、
最初の見通しとは逆に行政管理局の設
置法が先に公布施行され、あとで統計
報告調整法が公布施行されることにな
つたのでございます。そこで行政管理
庁の設置法の中で、先に統計法の中の
統計委員会というものが全部行政管理
庁統計基準部に読みかえられることにな
つてしましました。それであとで統計
報告調整法の附則で、先ほど申し上げ
ました統計委員会という字が、統計法
の中に飛び込んでしまつたのでござ
います。それでございまして、これが
残りました理由は、最初の経過から申
し上げますと、行政管理局の設置法が
当然あとで公布施行になるはずであり
ましたものが、統計報告調整法の各省
との折衝に案外手間取りまして、政令
の施行が遅れました手違いから生じた
結果なのでございます。

それから第二の御質問の統計報告調整法のその後の実績でございますが、昨年の十三国会で御審議をいただきまして、昨年の八月二十一日から統計報告調整法が実施されました。いよいよも統計に一部または全部が作成されまじう報告類は、すべて行政管理局統計基準部の承認を得た後でなければ実施することができないというのが概略の法律の内容でございます。私たちがそれを国民の負担が最も少なくて済むように、そうして重複した報告などは出ないように調整する、そしてそういうおそれがなければ実施を承認するという方針で進んで参りました。お手元に差上げました資料でおわかりになると思いますが、現在までに九十五——このあと多少つけ加わっておりますが、この二月六日までで九十五件の承認をされております。もちろんこれはほとんど新しい試みでございますから、全部が網羅されているとは思いません。各省ともまだふなれでございますから、当然統計報告調整法によつて承認を求めなければならぬ報告であるにもかかわらず、それがそうであるのかは各省の認定にまかされておりますから、気がつかないで漏れているものもございましょうと思ひます。それは、だん／＼この法律を各省に周知徹底させて、全部が承認を求めようになお努力を続けて行きたいと思つております。

て、傘下の各団体の代表がそこに出ておりまして、そうして私の方から、こういう申請が来たが民間に異議はないかというのをすべて詰つております。そうしてむづかしい問題が出て参りましたときには官庁側と民間側とが一堂に会しまして、できるだけデイスカッションをして、そうして民間に最も都合のよい、しかも官庁の行政上さしつかえがないという妥協点を求めて、いろいろ統計報告の内容をかえております。またこの報告ができましたもので、しかもあまり今まで不合理な統計報告でもつて民間の方が泣き入りになつていたようなものも、この法律ができましたのに勢いを得まして、民間の方から、あまり不合理な点につきましては修正の申込みを続々とするようになります。ごく簡単でございますけれども、御質問にお答えいたします。

○大矢委員 法務省の設置法の改正について、ちよつとお尋ねしたのであります。このもらいました参考資料の中で、昭和二十四年には二百五十五人の少年の犯罪者に対して、二十七年、特に二十六年が三千二百九十三人、こういう非常に加度的な多くの犯罪の少年が現われている原因は、一体何から来ているか、もしおわかりでしたらお尋ねしておきたい。

○押谷政府委員 昭和二十四年の二百五十五名は、少年が十八歳を基準として出されたのでありますが、二十六年からこの少年の年齢が二十歳に引上げられましたために、かように非常に数の増加を見たのであります。

○大矢委員 必ずしも数字がふえたというだけでなしに、最近少年犯罪が非常に多くなつておりますが、こういうことの原因は一体どういふことがおもな理由であるか、その犯罪の内容を私は伺つておるのです。十八歳が二十歳になつたので数がふえたということですが、この犯罪の性質です。

○押谷政府委員 少年の犯罪数は、大矢委員の御意見のごとく相当ふえておるのでありますが、二十七年、二十八年はあまりふえておらないで、横ばいになつております。二十六年度まで相当ふえている傾向は、やはり社会情勢が影響したものと思つております。二十五年と六年の非常に大きな数の相違は、単に社会情勢が影響して少年の犯罪者がふえたというよりも、この数は、やはりただいま申し上げました十八歳の少年が、二十歳まで年齢が二箇年引上げられました関係が影響した、そうしてその数字に現われたと考えておるのであります。

○船田委員長 他に御質問はございせんか。

他に御質問がないようでありますから、本日はこの程度にいたし、次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午前十一時十九分散会